（特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等）

第二十四条の三十九　法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令（同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。）の規定により書面等（法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。）により行うことその他の方法が規定されているものとする。

［一・二　略］

三　法第五十三条第一項、第二項及び第三十一項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第三十四項の申告書の提出

四　法第五十三条第五十一項の規定による届出書の提出

［四の二～十　略］

十一　法第三百二十一条の八第一項、第二項及び第三十一項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第三十四項の申告書の提出

［十二～十六　略］

［2～7　略］

（特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知）

第二十四条の四十　法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているものとする。

［一・二　略］

三　法第五十三条第五十二項及び第五十三項の規定による通知

［四～十一　略］

［2・3　略］

附　則

（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六　法附則第八条の二の二第二項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2　法附則第八条の二の二第二項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人が支出した寄附金を受けた同項に規定する認定地方公共団体（第四項及び次条第二項において「認定地方公共団体」という。）が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

（特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等）

第二十四条の三十九　［同上］

［一・二　同上］

三　法第五十三条第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十二項の申告書の提出

四　法第五十三条第四十項及び第四十一項の規定による届出書の提出

［四の二～十　同上］

十一　法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十二項の申告書の提出

［十二～十六　同上］

［2～7　同上］

（特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知）

第二十四条の四十　［同上］

［一・二　同上］

三　法第五十三条第四十二項及び第四十三項の規定による通知

［四～十一　同上］

［2・3　同上］

附　則

（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六　法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2　法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人又は同条第三項の連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）がある連結子法人（同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）が支出した寄附金を受けた同条第一項に規定する認定地方公共団体（第四項及び次条第二項において「認定地方公共団体」という。）が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。